

平成26年4月1日
株式会社 愛知銀行

お客さまからの各種届出手続きの簡素化について

愛知銀行（頭取 幅 健三）は、4月1日（火）から、お客さまからの各種届出[※]手続きの内容を全面的に見直し、窓口での記入・捺印などの負担軽減、手続きのスピード化により待ち時間の短縮を図ります。

これまでは手続きに必要な帳票や記入事項が多いことなどによりお客さまのご負担となっていました。今回の取組みによりお客さまにやさしい手続きといたしました。

当行では、CS宣言『私たちは「お客さまの声」を大切にしていきます。』を公表し、第9次中期経営計画にて発足した「サービス改革委員会」において、お客さまからの声をもとに各種サービスや手続きの改善に取り組んでおります。今回の見直しもその一環として進めてまいりました。今後もより一層お客さまにご満足いただけるサービス向上を目指し、各種改善に取り組んでまいります。

※ 各種届出とは、通帳やキャッシュカード等の紛失、再発行、各種変更手続き等

記

【具体的な改善内容】

1. 各種届出書類の住所記入をなくし、お名前の記入と届出印のみとしました。
2. 印鑑の紛失による改印手続きを簡素化しました。（注）ご本人が来店した場合に限ります。
3. 通帳やキャッシュカード等の紛失による再発行手続きを簡素化しました。
4. 記入事項の削減やこれまで複数枚あった届出書類を1枚にする等、内部手続きの効率化も併せて実施しました。

※各種諸届手続きは、愛知銀行の全店で受付可能です。

※各種諸届手続きには、ご本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）が必要になります。

※通帳、キャッシュカード等の再発行には、当行所定の再発行手数料がかかります。

※通帳、印鑑、キャッシュカード等を紛失（盗難）された場合は、下記の連絡先まで至急ご連絡ください。

ご連絡先

平日 月～金曜日・・・8：45～17：00 お取引店にご連絡ください。

上記以外の時間帯・・・平日 17：00～翌朝8：45 土・日・祝日（24時間）

フリーダイヤル 0120 - 858 - 029

以 上